



3月のお知らせ掲示板

市からのお知らせや、新たな取り組みなどについて掲載します。

01 生活支援給付金を支給します

国の重点支援地方交付金を活用し、給付金を支給します。対象世帯には2月下旬から順次申請書などを送付しています。内容を確認し、**4月30日(火)(必着)**までに同封の返信用封筒で必要書類を返送してください。

対象世帯	支給要件・金額
①住民税均等割のみ課税世帯	令和5年12月1日時点で市に住民票があり、世帯全員の令和5年度住民税が「均等割のみ課税」または「均等割のみ課税と非課税」である世帯 【支給金額】1世帯あたり 7万5千円 ※令和5年度分の市生活支援給付金を受けていない世帯は10万円。
②低所得世帯のうち子育て世帯	令和5年12月1日時点で市に住民票があり、世帯全員の令和5年度住民税が「非課税」または「均等割のみ課税」、「均等割のみ課税と非課税」のいずれかで、次の①または②に該当する世帯 ①平成17年4月2日以降に生まれた子がいる世帯 ②令和5年12月2日から令和6年4月1日までに生まれた子がいる、または別世帯に扶養する平成17年4月2日以降に生まれた子がいる世帯 【支給金額】対象児童1人につき5万円

※そのほかにも要件があります。
※配偶者などからの暴力を理由に、住民票を移さず市に居住している人も対象となる場合があります。詳しくは社会福祉課(TEL 0848-67-6058)へお問い合わせください。



↑市HP

問 給付金コールセンター
(TEL 0848-67-6250※土・日曜日、祝日を除く9時～17時。)

02 男女共同参画社会づくり表彰

誰もが働きやすく、個性と能力が発揮できる職場をめざし、豊かで活力ある男女共同参画社会の推進に積極的に取り組んでいる人や事業者を表彰しています。

令和5年度は2月5日に、3つの事業者を表彰しました。

問 人権推進課
(TEL 0848-67-6044
FAX 0848-64-4103)

(株)三原美装社 代表取締役 藤原聖士さん(左)、(株)みどり商会 代表取締役 作田佳史さん(中右)、(社)みどりの町 理事長 塩崎雅則さん→



広島県「働きがいのある会社」優秀企業 株式会社 三原美装社(和田一丁目)

広島県働きがいのある会社認定企業27社のうち優秀企業10社に、市内で唯一認定されています。所属や性別を問わず集まったメンバーによる「働きがい向上委員会」で業務改善提案など社内意見を取り入れていることや、勤続年数や実務経験の豊富な女性社員を新たな管理職に任命し、各現場での指導・助言をし生産性向上につなげていることなどの取り組みが評価されています。



↑ 社長と社員で社内意見を共有



↑ 市庁舎などの管理や清掃を担当

社長が「イクボス同盟ひろしま」のメンバー 株式会社 みどり商会(久井町)

有給休暇とは別に独自のワークライフバランス休暇5日を約10年前から導入し、仕事と家庭の両立を支援しています。収集部門の募集要項を見直すことで女性も応募しやすくし、女性採用の目標値を設定。ビジネスチャットツールを活用して、業務改善提案などの社内意見を取り入れたり、勤務地が異なっても、各自が業務の進捗確認や情報共有したりすることが可能になりました。



↑ 不燃物処理工場[Ecoro]の班長



↑ 収集部門の朝礼点検の様子

健康経営で従業員の活力向上、組織の活性化 社会福祉法人 みどりの町(大和町)

職員からの要望を取り入れ独自の年次有給休暇制度を導入し、健康経営に取り組むことで「令和5年度ひろしま企業健康宣言 健康づくり優良事業所」に認定されました。また、令和4年から本郷町で、JAから提供される大和町産のハトムギを使用したパンを製造販売し、農業と福祉の連携や顧客との交流により福祉施設と地域をつなぐ拠点として活動を展開しています。



↑ 関連施設(本郷町)での接客の様子



↑ 職員と利用者の作業の様子

04

引っ越しが決まったら 水道企業団へ届け出を



↑企業団

引っ越しが決まったら、早めに水道企業団へ連絡してください。
連絡がない場合、使用してなくても以前住んでいた場所で基本料金が掛かります。

異動の種類	届け出る内容
市内での転居・市外への転出	<p>お客様番号、現住所、名前、引っ越しする日、引っ越し先の住所、電話番号 ※市内での転居は、引き続き同じ口座での引き落としができます。</p>
市外から転入	<p>新住所、名前、電話番号、使用を開始する日</p>

使用水量・料金等のお知らせ

お客様番号 0123-045678-01 検針日

お客様番号 スイッチ 707 様

使用期間 用途 メーター番号 口径 mm

今回指針(+) 前回指針(-) 旧メーター水量(+) 今回使用水量 前回使用水量 前年同月使用水量

請求年月

☎ 広島県水道広域連合企業団 三原事務所 業務課 (TEL 0848-64-2243)

03

新型 コロナワクチンの 無料接種は 3月で終了します

新型コロナウイルスの無料接種は3月31日(日)で終了します。それ以降は、高齢者を対象とした年1回の接種となる予定です。詳しくは市☎で確認してください。



↑市☎

また、3月29日(金)をもって、新型コロナワクチンコールセンターの電話番号(TEL 0848-67-6019)を廃止します。

【廃止後の問い合わせ先】

保健福祉課(TEL 0848-67-6205)

※ワクチン接種後の副反応に関する問い合わせは広島県新型コロナウイルスワクチン接種相談窓口(TEL 082-513-2847)へ。

☎ 保健福祉課(TEL 0848-67-6205)

06

国民健康保険の加入・ 脱退の手続きを忘れずに

国民健康保険の加入・脱退には、世帯主または世帯員からの届け出が必要です。

次に該当するときは、14日以内に市民課(市役所本庁1階)または各支所で手続きしてください。

手続きが必要な異動の種類	
国保に加入	他の市区町村から転入したとき
	職場などの健康保険をやめたとき
	職場などの健康保険の被扶養者でなくなったとき
	子どもが生まれたとき
国保を脱退	生活保護を受けなくなったとき
	他の市区町村へ転出するとき
	職場などの健康保険に加入したとき
	職場などの健康保険の被扶養者になったとき
その他	被保険者が死亡したとき
	生活保護を受けるようになったとき
	転居したとき
	世帯主が変わったとき
	世帯を分けたとき、一緒にしたとき
その他	子どもが修学のため、別に住所を定めるとき
	保険証をなくしたとき、または汚れて使えなくなったとき

※手続きに必要な書類は、市☎で確認してください。

※保険証は、運転免許証など官公署が発行した顔写真付き証明書で本人確認ができる場合のみ窓口で交付します。それ以外の場合は郵送します。



↑市☎

☎ 保険制度について:保険医療課(TEL 0848-67-6050)
税額について:市民税課(TEL 0848-67-6030)
税の納付について:税制収納課(TEL 0848-67-6035)

05

公共下水道を 使用できる区域が 広がります

29日(金)から、次の区域で新たに公共下水道が使用できるようになります。

【対象区域】東町一・二丁目、西町一丁目、皆実一・二、四～六丁目、中之町一・二丁目、西宮二丁目、西野一丁目、頼兼二丁目、和田三丁目、沼田西町松江、本郷南三・四・六丁目、本郷北二丁目、本郷町船木、南方一丁目のそれぞれ一部地域

令和5年12月31日時点で使用可能区域内の接続率は93.4%です。公共下水道に接続すると、衛生的に生活でき、川や海の水質保全にもつながります。

公共下水道にはできるだけ早期に接続しましょう。使用できる区域になって3年以内に接続する場合は、融資あっせん制度を利用できます。

※詳しくは問い合わせるか、市☎で確認してください。

悪質な業者に注意を

「市からの委託で管の点検・清掃に来た」と説明し、契約や代金の支払いを迫る業者がいます。市はこのような業務を業者に委託していません。十分に注意してください。

☎ 下水道整備課 (TEL 0848-67-6049)



市☎